

審 査 基 準

基準の名称	職業訓練の認定基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
職業能力開発促進法	2 4 - 1	職業訓練の認定
基 準 の 内 容		
<p>1 職業訓練の認定を受けることのできる主体は、事業主、事業主の団体及びその連合団体、職業訓練法人、中央職業能力開発協会及び徳島県職業能力開発協会、民法第34条の規定により設立された法人、法人である労働組合、その他の営利を目的としない法人とする。</p> <p>なお、当該事業主等が、労働基準法第71条の規定による許可受けようとする者であるときは、当該申請書は、その事業所の所在地を管轄する都道府県労働局を経由して提出しなければならない。(同法施行規則第30条、第31条第1項)</p> <p>2 認定の対象となる職業訓練は、事業主等がその雇用する労働者等に対して行う職業訓練であって法に定める普通職業訓練、高度職業訓練の各基準に該当するものであること。(同法施行規則第10条、第11条、第12条、第13条の各項、平成5年2月12日付能発第21号及び平成5年4月1日付能発第91号)</p> <p>3 当該職業訓練を的確に実施する能力を有すると認められること。</p> <p>(1) 事業主の場合にあっては、当該事業の内容等勘案して職業訓練の持続性があると認められること。(昭和44年10月1日付訓発248号)</p> <p>(2) 職業訓練法人、中央職業能力開発協会及び徳島県職業能力開発協会以外の団体の場合にあっては、定款等にその業務又は事業の一つとして職業訓練についての明確な定めがあるほか、職業訓練について持続性があると認められること。(昭和44年10月1日付訓発248号)</p> <p>(3) 訓練を実施するための予算措置がなされていること。(昭和44年10月1日付訓発248号)</p> <p>(4) 将来にわたり継続的に訓練生を確保できること。</p> <p>(5) 訓練生数は、事業主の場合は総数で5人以上、団体の場合は一訓練科につき5人以上であること。(昭和60年10月1日付能発210号)</p> <p>(6) 訓練を行う一単位につき、訓練生数が適切であること。(平成5年2月12日付能発第21号)</p> <p>(7) 職業訓練指導員の数は訓練生数及び訓練内容に対し、適切な数が確保されていること。(平成5年2月12日付能発第21号)</p> <p>4 認定を受けようとする主体が、事業主の団体若しくはその連合団体又は民法第34条の規定により設立された法人、法人である労働組合その他営利を目的としない法人である場合においては、申請書に次の書面を添付していること。(同法施行規則第31条第1項)</p> <p>(1) 定款、寄附行為、規約等その組織、運営の方法等を明らかにする書面 この場合、定款等には次の事項を記載しなければならない。</p> <p style="margin-left: 20px;">目的 名称 認定職業訓練のための施設を設置する場合には、その名称及び所在地 主たる事務所の所在地 構成員を有する団体にあつては、構成員に関する事項 役員に関する事項 会計に関する事項 解散に関する事項 定款等の変更に関する事項</p> <p>(2) 構成員を有する団体にあつては構成員名簿</p>		